

仙台市つながる支援連絡会議設置要綱

(平成27年3月30日健康福祉局長決裁)

(設置)

第1条 複雑化・複合化した課題を抱える者（以下「課題を抱える者」という。）の支援に関し、関係局区の情報共有及び連絡調整を図り、もって課題を抱える者の早期把握に努めるとともに包括的な支援を行うため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の6第6項、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第9条第1項及び孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第15条第1項の規定に基づき、仙台市つながる支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 課題を抱える者に対する支援に係る事業（以下「事業」という。）の実施に係る全庁的な情報の共有及び調整に関すること
- (2) 事業の実施、支援体制及び地域状況に係る課題の整理及びその対策に関すること
- (3) 課題を抱える者に対する支援を図るために必要な情報の交換及び支援の内容の協議に関すること
- (4) その他事業の推進に関する事項

(組織)

第3条 連絡会議の委員は、別表1及び別表2に掲げる課及び公所の長（総合サポートセンターにあっては、副センター長。以下同じ。）をもって充てる。

- 2 連絡会議に委員長を置き、健康福祉局地域福祉部社会課長をもって充てる。
- 3 委員長は、連絡会議の事務を総括する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者が、その職務を代理する。

(定例会議)

第4条 委員長は、定例会議を招集し、その議長となる。

- 2 定例会議は、別表1に掲げる課又は公所の長の出席により開催するものとする。ただし、別表1中各区の出席者は、健康福祉局・子ども若者局・保健福祉センターの連携推進に関する要綱（平成13年3月26日健康福祉局長決裁）別表2担当保健福祉センター正担当の欄

に掲げる保健福祉センターに属する課の長が出席するものとする。

- 3 委員は、定例会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、定例会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(随時会議)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、随時会議を開催することができる。

- 2 随時会議は、別表1に掲げる課又は公所の長の中から、委員長が必要と認める者の出席により開催するものとする。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、随時会議に準用する。

(ケース支援検討会議)

第6条 委員は、必要に応じて、個別の事例について第2条第3号の情報交換及び協議を行うケース支援検討会議を開催し、次に掲げる者のうち必要と認めるものを構成員として出席を求めることができる。

- (1) 別表1又は別表2に掲げる課又は公所の職員
- (2) その他課題を抱える者の支援に関係する機関の職員等

(守秘義務)

第7条 第4条から前条までに規定する会議の出席者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 定例会議の庶務は、健康福祉局地域福祉部社会課及び保護自立支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 (平成28年3月29日改正)

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月24日改正）

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成31年4月18日改正）

この改正は、平成31年4月18日から実施する。

附 則（令和2年3月27日改正）

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月28日改正）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和4年8月31日改正）

この改正は、令和4年9月1日から実施する。

附 則（令和5年3月28日改正）

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和7年1月16日改正）

この改正は、令和7年2月1日から実施する。

別表1（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

財政局	北徴収課、南徴収課
市民局	消費生活センター
健康福祉局	社会課、保護自立支援課、障害企画課、地域包括ケア推進課、収納対策室、保険年金課、介護保険課
こども若者局	こども支援給付課
経済局	商業・人材支援課
都市整備局	市営住宅管理課、住宅政策課
各区	家庭健康課、障害高齢課、保護第一課、保護第二課、保護課、管理課（宮城総合支所に限る。）、保健福祉課
教育局	学事課、健康教育課、教育相談課
水道局	営業課
ガス局	料金課
市立病院	総合サポートセンター

別表2（第3条、第5条関係）

各区、総合支所	管理課（宮城総合支所管理課を除く。）、介護保険課、保険年金課
---------	--------------------------------